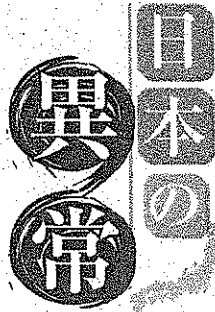


# 欧州けた違いの利用率



生活保護

捕提率は65%、人口の9%が利用しています。

## 使いやすい制度

国民の10人に1人が生活保護を利用する欧州先進諸国。その背景には制度の使いやすさもあります。

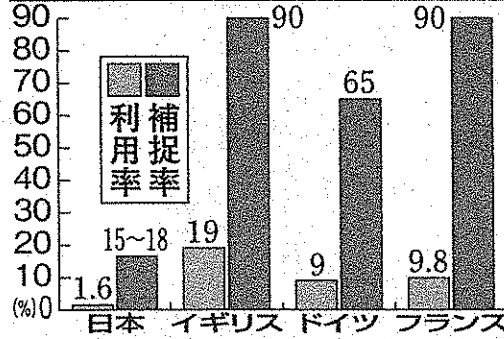
日本で生活保護を利用する人(利用率)は、全人口の1.6%にすぎません。利用できるほど低所得なのに実際に生活保護を利用している人(捕提率)は15~18%といわれます。

一方、イギリスやフランスは捕提率が90%にのびります。利用率はイギリスは19%、フランスは9.8%です。ドイツでは

イギリスでは、生活保護を申請する場合でも預貯金は240万円まで許されています。フランスでは預貯金や資産の調査は行われず収入だけの調査です。

申請の仕方も簡単です。イギリスの所得補助の場合、政府のホームページで紹介されている全国統一の電話番号に電話する

生活保護の利用率と捕提率の比較



か、政府のホームページからダウンロードした申請書を近所のシヨブセンタープラス(職業安定所)に送付します。政府のホームページには、申請が却下された際の異議申し立ての仕方について説明がされています。

ドイツの制度に詳しい大阪市立大学の木下秀雄教授は、ドイツの生活保護制度の特徴の一つとして「利用者の不服申し立てや訴訟の多さ」をあげます。一人ひとりが抱える困難の個別性を重視し、扶助の身を客観的に決めるといふ考え方に立っているといえます。

## 「水際作戦」横行

不服申し立ては年間70万件、訴訟も年間16万件にものぼります。「額が少ない」「計算間違いだ」といった不服申し立ても多く、行政の対応に納得がいかなければ訴訟を起こせます。費用もかからず、簡易に訴訟ができる仕組みです。

日本ではどうでしょうか。原則として車の保有が許されず、財産の処分を迫られ、所持金がわずかになってやっと利用の申請ができます。福祉事務所に申請にいてもあれこれ理由をつけて追い返す「水際作戦」が行ってきました。